

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年5月31日(金) 午前9時30分から午前10時15分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員 欠席：11番福田幸生委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席14名、欠席4名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、8番伊井一夫委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員 欠席：3番原安義委員、7番猪又則雄委員、9番山岸寛幸、10番加藤政人委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席32名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、舟本同次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	13番 委員
	14番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.1 1件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No.6～No.8 3件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.7～No.9 3件
- 報告第4号 農地の潰廃届について
No.1 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3003～No.3004 2件
- 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4001 1件
- 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5005～No.5016 12件
- 議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.34～No.51 18件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は11番福田幸生委員1名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、13番土沢一男委員及び14番伊藤昭一委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 1番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆571㎡について、住宅敷地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください 6番下早川、上早川地区の件ですが、東塚、角間地内の14筆4,713.91㎡について、高齢のため休耕するものです。 7番下早川地区の件ですが、東塚地内の12筆9,821㎡について、労力不足のため休耕するものです。 8番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の17筆4,443.48㎡について、労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。4頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>7番下早川地区の件ですが、東塚地内の1筆963㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。 8番西海地区の件ですが、田中地内の7筆2,330.46㎡について、労力不足のため解約し、その後は自作するものです。 9番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の3筆1,283㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第4号 農地の潰廃届について> 報告第4号 農地の潰廃届について説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。 1番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆19.8㎡について、農機具格納庫のための潰廃になります。地図No.1をご覧ください。申請地は、広域農道沿いのため池付近の場所になります。申請人は、申請地内にある既存の農機具格納庫を増築したいものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>日程第3＝付議事項</p>	
<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。 説明いたします。6頁をご覧ください。</p>
<p>3003番今井地区の件ですが、西川原地内の2筆210㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、西川原生産組合ライスセンター付近の場所です。譲渡人は、上刈に転居し耕作ができなくなったため、農地付き空き家を購入し移住を希望する譲受人へ譲り渡したいものです。</p>	
<p>4月総会で、農地法施行規則第17条第2項により、空き家に付随する遊休農地の下限面積を1㎡に登録した農地であります。</p>	
<p>3004番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の1筆114㎡について贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道西飛山線付近の場所になります。申請地は、譲渡人の居住地から遠く、耕作に不便なため、申請地近くに居住する譲受人へ譲り渡したい</p>	

	<p>ものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>4001番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,796㎡について、農業用施設敷地のため転用したいものです。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、あぐ里能生事務所近くの場所になります。申請人は、経営規模の拡大を図るため、乾燥調整施設を建設したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-b（農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものである。）に該当します。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
伊藤昭委員	<p>嵩上げ許可はいらないのですか。</p>
伊藤主査	<p>乾燥調整施設建設の敷地であり、農地としての利用ではないため、嵩上げ届は不要です。</p>
議長	<p>その他、ご意見はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、12件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
議長 小林主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5005番、5006番上早川地区の件ですが、大平地内の4筆3,765㎡について、資材置場及び土砂仮置場のための、8か月間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、前川河川沿いの場所です。申請人は、新潟県発注の災害復旧工事の資材置場及び土砂仮置場としたいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c（農用地区域内の一時転用である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小林主査	<p>〔恩田委員入室〕</p> <p>残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5007番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の1筆317㎡について、住宅敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、やまのい保育園付近の場所です。申請人は、現在実家</p>

住まいであります。現在の住居より生活及び通勤に便利な申請地を借り受け、新居を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5008番、5009番能生谷地区の件ですが、通路建設用地及び回転場兼駐車場のための、藤後地内の4筆549㎡については売買による所有権移転、藤後地内の1筆161㎡については永年の使用貸借権設定です。地図のNo.7、8をご覧ください。申請地は藤後公民館付近の場所です。譲受人は、足が不自由であり住宅地裏の高所にある墓に行くのが困難なため、申請地を譲り受け車で墓参りに行ける道路及び回転場及び駐車場を設置したいものです。農地の区分は、カ(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5010番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆187㎡について、住宅敷地のための、20年間の賃借権設定です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は市道須沢公園連絡線沿いの場所です。申請人は、現在アパート住まいのため、申請地を借り受け住宅建設敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5011番、5012番、5013番、5014番青海地区の件ですが、住宅敷地のための、田海地内の9筆366.9㎡については売買による所有権移転、田海地内の1筆102㎡については贈与による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は市道川原線沿いの場所です。譲受人は、現在アパート住まいのため、申請地を譲り受け、住宅建築敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5015番、5016番青海地区の件ですが、外波地内の1筆127㎡につい

	<p>て、湧水中和処理施設の仮設電源設備設置敷地のための3年間の賃借権設定、外波地内の6筆6㎡について、湧水中和処理設備の電源用電柱敷地のための、3年間の賃借権設定です。地図のNo.11をご覧ください。</p> <p>申請地は北陸新幹線高架下の場所です。申請人は、平成28年5月31日付け農委第5012号で計画変更承認された申請地について、湧水中和処理施設を設置し、トンネル湧水の中和処理を継続して実施していますが、依然p h値が高い水準であり、引き続き中和処理が必要であることから転用期間を延長したいものです。農地の区分は、イ(イ)ホ(ガスパイプライン敷設工用地への一時的な利用に供する。)に該当し、資力及び信用、用途に滞滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第4号 農用地利用集積計画案について、18件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、米原委員の案件を先に審議しますので、米原委員、退席をお願いします。</p> <p>〔米原委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>42番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の4筆1,583㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり] 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>[米原委員入室] その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>34番下早川地区の件ですが、上覚、四ツ屋、滝川原地内の6筆4,205㎡について、更新するものです。</p> <p>35番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,837㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>36番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,668㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>37番上早川地区の件ですが、越地内の4筆6,520㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>38番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,945㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>39番上早川地区の件ですが、越地内の3筆3,856㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>40番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,748㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>41番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆5,571㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>43番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の3筆1,283㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>44番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の1筆733㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>45番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆4,818㎡について、更新するものです。</p> <p>46番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆5,466㎡について、更新するものです。</p> <p>47番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆933㎡について、更新するものです。</p> <p>48番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆5,109㎡について、更</p>

	<p>新、借り受けて規模拡大を図るものです。 49 番能生谷地区の件ですが、小見地内の 1 筆 1,823 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 50 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の 1 筆 2,231 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 51 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の 1 筆 803 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第 3 の付議事項を終了いたします。 続いて日程第 4 のその他に入ります。</p>
	<p>日程第 4 = その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について ・ 6 月 28 日（金）定例総会</p> <p>イ その他</p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>